

規約改正履歴一覧表

改正年月日 期・総会	改正条項	旧条文	新条文
2012.4.15 第4期 通常総会	(ミニバイク置場使用契約書) (自転車置場使用に関する通知書) 一部改正	(甲) 管理者 カインドステージ館林管理組合  管理代行 株式会社 住創流通 代表者 木村 隆	(甲) 管理者 カインドステージ館林管理組合  理事長
	(規約原本等) 第69条改定	(規約原本等) 第69条 この規約は本物件の管理規約等の承認書を以ってこれを承認することとする。 2. この規約と同一の物を規約原本として理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時・場所等を指定する事ができる。 3. 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を掲示しなければならない。	(規約原本等) 第69条 本規約1通と本規約承認の総会議事録1通とを編綴(へんてつ)したものを規約原本とする。 2. 規約原本は理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3. 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。 4. 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)の閲覧をさせなければならない。 5. 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 6. 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。
2018.4.15 第10期 通常総会	(専有部分の用途) 第12条	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を定められた用途に供するものとする。他の用途に供した為、他の区分所有者等から異議申し立てがあった場合には、その区分所	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を定められた用途に供するものとする。他の用途に供した為、他の区分所有者等から異議申し立てがあった場合には、その区分所

		<p>有者の責任と負担でこれを解決しなければならない。</p>	<p>有者の責任と負担でこれを解決しなければならない</p> <p>2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。</p> <p>3 区分所有者は、その専有部分を、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業を行う用途に供してはならない。</p> <p>4 区分所有者は、前3項に違反する用途で使用することを内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。</p>
2019.4.21 第11期 通常総会	<p>(管理費等の過不足) 第60条 第1項</p>	<p>(管理費等の過不足) 第60条 収支決算の結果、管理費にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度における費用に充当する。</p>	<p>(管理費等の過不足) 第60条 収支決算の結果、管理費にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度における管理費会計に充当するほか、総会の決議を経て、修繕積立金会計の費用に充当することができる。</p>
	<p>(専有部分の売却等を目的とする共用部分調査) 第21条 の2</p>	<p>新設</p>	<p>(専有部分の売却等を目的とする共用部分調査)</p> <p>第21条の2 区分所有者は、その専有部分の売却等を目的とする建物状況調査において共用部分の調査を行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、区分所有者は、建物状況調査を実施する者が宅地建物取引業法第34条の2第1項第4号の国土交通省令で定める者であることを証する書類の写しを添付した申請書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。</p> <p>4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、建物状況調査に係る共用部分の調査を行うことができる。</p> <p>5 第1項の承認を受けた調査の実施の際に、共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該調査を申請した区分所有者の責任と負担により必要な処置をとら</p>

			なければならない。 6 区分所有者は、当該調査における調査報告書の写しを管理組合に提供するものとする。
	(議決事項) 第54条	(議決事項) 第54条 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 四 その他の総会提出議案 五 第17条に定める承認又は不承認 六 第64条に定める勧告又は指示等 七 総会から付託された事項	(議決事項) 第54条 理事会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 四 その他の総会提出議案 五 第17条及び第21条の2に定める承認又は不承認 六 第64条に定める勧告又は指示等 七 総会から付託された事項
	(帳票類等の作成、保管) 第63条	(帳票類等の作成、保管) 第63条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを一覧させなければならない。この場合において一覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	(帳票類等の作成、保管) 第63条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿その他の帳票類、長期修繕計画書、設計図書、修繕等の履歴情報及び専有部分の売却等を目的とする建物状況調査において、共用部分の調査で必要とされる書類を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを一覧させなければならない。この場合において、一覧につき相当の日時、場所等を指定することができる。
2021.4.18 第13期 通常総会	役員報酬等に関する細則		別紙参照
2021.12.19 第14期 臨時総会	管理規約別表第2, 第5	別紙参照 (現行)	別紙参照 (改正)

上記は規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違なく、上記以外の部分は、規約原本の記載が現に有効な規約の内容と相違ありません。

2022年 2月 20日

カインドステージ館林管理組合

理事長

山田喜久治



# 現行

別表第2 バルコニー等専用使用权に関する規約等の定め

名称	位置/区画数	用法	専用使用者	期間	使用料	使用料の 帰属先
玄関扉、玄関枠、 窓ガラス、窓枠、 面格子、メーター ボックス、スロップ シンク、給水栓	各住戸に帰属	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
バルコニー	各住戸に帰属	通常の用法として (但し、緊急時の避 難経路として使用)	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
サービス バルコニー	Aタイプ住戸 に付属	通常の用法及び AC室外機置場として	Aタイプの 区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
ルーフ バルコニー	1101号 1104号 住戸に付属	通常の用法として	1101号、1104号 の区分所有者	区分所有権 存続中	有償	管理組合
ポーチ、門扉	A、Gタイプ 住戸に付属	通常の用法として	A、Gタイプ の区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
室外機置場	A、D、Eタイプ 以外の住戸 に付属	通常の用法として	A、D、Eタイプ 以外の区分所有 者	区分所有権 存続中	無償	—
トランクロッカー ルーム	2階に設置	通常の用法として	B、C、Fタイプ の区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
メールボックス	1階メール コーナーに設置	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
駐車場	65区画 (但し、2区画は 来客用)	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
ミニバイク置場	14区画	通常の用法として	管理組合とミニバ イク置場使用契約 を締結した区分所 有者	ミニバイク置場 使用契約期間 中	有償	管理組合
自転車置場	63区画	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—

# 現行

別表第5 共用部分の専用使用部分（収容可能寸法）及び専用使用料

位置/区画部分				区画数	寸法	使用料 (月額/円)
機械式駐車場A (23区画) 機械式駐車場C (18区画) [横行昇降5段式]	地上3段	A	No.1・4・9・14・19	9	全長 5,050	無償
		C	No.42・47・52・57		全幅 1,850	
	地上2段	A	No.5・10・15・20	7	全高 2,100	
		C	No.43・48・53		重量 2,000	
	地上1段	A	No.6・11・16・21	7	全長 5,050	
		C	No.44・49・54		全幅 1,850	
	地下1段	A	No.2・7・12・22	9	全高 2,100	
		C	No.45・50・55・58		重量 2,000	
	地下2段	A	No.3・8・13・18・23	9	全長 5,050	
		C	No.46・51・56・59		全幅 1,850	
機械式駐車場B (18区画) [横行昇降5段式]	地上3段	No.24・27・32・37		4	全高 2,100	
	地上2段	No.28・33・38		3	重量 2,000	
	地上1段	No.29・34・39		3	全長 5,050	
	地下1段	No.25・30・35・40		4	全幅 1,850	
	地下2段	No.24・27・32・37		4	全高 2,100	
機械式駐車場D (3区画) 機械式駐車場C (18区画) [横行昇降5段式]	地上1段	D	No.60	2	全長 5,050	
		E	No.63		全幅 1,850	
	地下1段	D	No.61	2	全高 2,100	
		E	No.64		重量 2,000	
	地下2段	D	No.62	2	全長 5,050	
		E	No.65		全幅 1,850	
ミニバイク置場 (14区画)	屋外	No.1~14		14	1,820(L)×780(W)	800
ルーフバルコニー (2戸)	1101号室				1,100	
	1104号室				1,200	

区画番号No.2、No.3は来客用駐車場となります。

※駐車場収容可能な車種の全長、全幅、全高、重量は、自動車検査証（車検証）及び下記事項でご確認ください。

- 1)上記の「重量」は駐車する際の車内及びトランク内の荷物、その他装備品（キャリアー等）を含んだ実際の重量を示しています。
- 2)車検証に置いて収容可能な車種でもキャリアー装着車、改造車（特に車高を下げている、バンパーやフェンダーの改造）、等は駐車できない場合があります。
- 3)ドアミラーが格納できない車は、車検証の全幅にドアミラーの飛び出し量を加算した数値となります。

# 改正

別表第2 バルコニー等専用使用权に関する規約等の定め

名称	位置/区画数	用法	専用使用者	期間	使用料	使用料の 帰属先
玄関扉、玄関枠、 窓ガラス、窓枠、 面格子、メーター ボックス、スロップ シンク、給水栓	各住戸に帰属	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
バルコニー	各住戸に帰属	通常の用法として (但し、緊急時の避 難経路として使用)	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
サービス バルコニー	Aタイプ住戸 に付属	通常の用法及び AC室外機置場として	Aタイプの 区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
ルーフ バルコニー	1101号 1104号 住戸に付属	通常の用法として	1101号、1104号 の区分所有者	区分所有権 存続中	有償	管理組合
ポーチ、門扉	A、Gタイプ 住戸に付属	通常の用法として	A、Gタイプ の区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
室外機置場	A、D、Eタイプ 以外の住戸 に付属	通常の用法として	A、D、Eタイプ 以外の区分所有 者	区分所有権 存続中	無償	—
トランクロッカー ルーム	2階に設置	通常の用法として	B、C、Fタイプ の区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
メールボックス	1階メール コーナーに設置	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
駐車場	65区画 (但し、2区画は 来客用)	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—
ミニバイク置場	<b>12区画</b>	通常の用法として	管理組合とミニバ イク置場使用契約 を締結した区分所 有者	ミニバイク置場 使用契約期間 中	有償	管理組合
自転車置場	63区画	通常の用法として	区分所有者	区分所有権 存続中	無償	—

# 改正

別表第5 共用部分の専用使用部分（収容可能寸法）及び専用使用料

位置/区画部分				区画数	寸法	使用料 (月額/円)	
機械式駐車場A (23区画) 機械式駐車場C (18区画) [横行昇降5段式]	地上3段	A	No.1・4・9・14・19	9	全長 5,050	無償	
		C	No.42・47・52・57		全幅 1,850		
	地上2段	A	No.5・10・15・20	7	全高 2,100		
		C	No.43・48・53		重量 2,000		
	地上1段	A	No.6・11・16・21	7	全長 5,050		
		C	No.44・49・54		全幅 1,850		
	地下1段	A	No.2・7・12・22	9	全高 2,100		
		C	No.45・50・55・58		重量 2,000		
	地下2段	A	No.3・8・13・18・23	9	全長 5,050		
		C	No.46・51・56・59		全幅 1,850		
	機械式駐車場B (18区画) [横行昇降5段式]	地上3段	No.24・27・32・37		4		全高 2,100
		地上2段	No.28・33・38		3		重量 2,000
地上1段		No.29・34・39		3	全長 5,050		
地下1段		No.25・30・35・40		4	全幅 1,850		
地下2段		No.24・27・32・37		4	全高 1,550		
機械式駐車場D (3区画) 機械式駐車場C (18区画) [横行昇降5段式]	地上1段	D	No.60	2	重量 2,000		
		E	No.63		全長 5,050		
	地下1段	D	No.61	2	全幅 1,850		
		E	No.64		全高 2,100		
	地下2段	D	No.62	2	重量 2,000		
		E	No.65		全長 5,050		
ミニバイク置場 (12区画)	屋外	No.1~12		12	1,820(L)×780(W)	800	
ルーファルコニー (2戸)	1101号室					1,100	
	1104号室					1,200	

区画番号No.2、No.3は来客用駐車場となります。

※駐車場収容可能な車種の全長、全幅、全高、重量は、自動車検査証（車検証）及び下記事項でご確認ください。

- 1)上記の「重量」は駐車する際の車内及びトランク内の荷物、その他装備品（キャリアー等）を含んだ実際の重量を示しています。
- 2)車検証に置いて収容可能な車種でもキャリアー装着車、改造車（特に車高を下げていたり、バンパーやフェンダーの改造）、等は駐車できない場合があります。
- 3)ドアミラーが格納できない車は、車検証の全幅にドアミラーの飛び出し量を加算した数値となります。